

【6 原子力災害対策編】

目 次

第1章 総 則	- 1 -
第1節 計画策定の趣旨	- 1 -
第1 計画の目的	- 1 -
第2 計画の性格	- 1 -
第3 策定に際し尊重すべき指針	- 1 -
第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等	- 1 -
第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	- 1 -
第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A : Plume Protection Planning Area）	- 2 -
第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル	- 2 -
第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）	- 2 -
第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策	- 3 -
第4節 運用上の介入レベル	- 4 -
第1 運用上の介入レベル（O I L）	- 4 -
第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定	- 4 -
第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況	- 4 -
第2 原子力災害の想定	- 4 -
第3 予測される影響	- 5 -
第6節 リスクコミュニケーションの充実	- 5 -
第1 リスクコミュニケーションの実施方策	- 5 -
第2章 災害予防	- 6 -
第1節 初動体制の整備	- 6 -
第1 情報の収集・連絡体制の整備	- 6 -
第2 情報の分析整理	- 6 -
第3 通信手段の確保等	- 7 -
第2節 市民等への情報伝達体制の整備	- 8 -
第1 情報伝達体制の整備	- 8 -
第2 要配慮者等への情報伝達	- 8 -
第3 相談窓口の設置	- 8 -
第4 情報提供項目	- 8 -
第3節 避難活動体制等の整備	- 8 -
第1 避難体制等の整備	- 9 -
第2 避難指示の判断	- 9 -
第3 警戒区域設定の判断基準	- 9 -
第4 要配慮者等への対応	- 10 -
第4節 モニタリング体制の整備	- 10 -
第1 モニタリングによる監視の実施等	- 10 -
第2 モニタリング体制	- 10 -

第3	関係機関との協力体制の整備	- 11 -
第5節	市民等の健康対策	- 11 -
第1	資機材の整備等	- 11 -
第2	医療救護活動体制の整備	- 11 -
第6節	農林畜水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	- 12 -
第1	出荷制限体制の整備	- 12 -
第2	検査体制の整備	- 12 -
第7節	乳幼児・児童・生徒等の安全対策	- 12 -
第1	原子力防災体制の整備	- 12 -
第8節	緊急輸送体制の整備	- 13 -
第1	緊急輸送の意義、必要性	- 13 -
第2	道路交通管理体制の整備	- 13 -
第9節	市民等に対する普及・啓発活動	- 13 -
第1	市民等に対する普及・啓発	- 13 -
第2	原子力防災業務に携わる職員に対する研修等	- 14 -
第10節	防災訓練の実施	- 14 -
第1	訓練計画の策定及び実施	- 14 -
第2	国等が実施する防災訓練への参加	- 14 -
第3章	災害応急対策	- 15 -
第1節	活動体制の確立	- 15 -
第1	市の活動体制	- 15 -
第2	注意体制	- 15 -
第3	災害警戒本部の設置（警戒体制）	- 15 -
第4	災害対策本部の設置（第1非常配備・第2非常配備）	- 16 -
第5	専門家等への支援の要請	- 18 -
第6	防災業務関係者の安全確保	- 18 -
第2節	情報の収集・連絡活動	- 18 -
第1	警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）	- 18 -
第2	特定事象発生情報等の連絡（EAL2）	- 19 -
第3	応急対策活動情報の連絡	- 19 -
第4	原子力災害合同対策協議会への職員派遣	- 19 -
第3節	市民等への情報伝達	- 19 -
第1	市民等への情報伝達活動	- 20 -
第2	市民等からの問い合わせに対する対応	- 21 -
第4節	屋内退避・避難誘導等	- 21 -
第1	避難等措置の実施主体	- 21 -
第2	屋内退避、避難等の実施	- 21 -
第3	安定ヨウ素剤の服用等	- 21 -
第4	避難所等の開設、運営	- 22 -
第5	県外からの避難者の受入	- 23 -

第6	要配慮者等への配慮	- 23 -
第5節	モニタリング活動	- 23 -
第1	緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応	- 24 -
第2	特定事象発生の通報を受けた場合の対応	- 24 -
第3	原子力緊急事態宣言発出後の対応	- 24 -
第6節	医療救護活動等	- 24 -
第1	市民等を対象とする健康相談等の実施	- 24 -
第2	相談窓口の設置	- 24 -
第3	被災者を対象とする医療活動の実施	- 24 -
第7節	農林畜水産物・加工食品等の安全性の確保	- 25 -
第1	食品等の安全性の確認	- 25 -
第2	食品等の出荷自粛要請及び解除	- 26 -
第3	飲料水の安全対策の実施	- 26 -
第4	食品等の供給	- 26 -
第8節	児童生徒等の安全対策	- 27 -
第1	児童生徒等の安全の確保	- 27 -
第9節	緊急輸送活動	- 27 -
第1	緊急輸送活動	- 27 -
第2	緊急輸送のための交通確保	- 27 -
第4章	災害復旧・復興	- 28 -
第1節	市民等の健康対策	- 28 -
第1	市民への対応	- 28 -
第2	健康影響調査	- 28 -
第3	学校等における対策	- 29 -
第2節	風評被害対策	- 29 -
第1	農林水産物、工業製品等に係る対策	- 29 -
第2	観光業に係る対策	- 30 -
第3	被害者の救済	- 30 -
第3節	除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理	- 30 -
第1	基本方針	- 30 -
第2	除染の実施	- 30 -
第3	放射性物質に汚染された廃棄物の処理	- 31 -
第4節	損害賠償請求	- 32 -
第1	事業者等への支援	- 32 -
第2	市による請求	- 32 -
第5節	各種制限の解除	- 32 -
第1	状況の把握及び解除の指示	- 33 -

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、本市においても農林水産物の出荷制限や観光事業等への風評被害、除染への対応など、市内の経済や住民生活等に多大な影響を及ぼした。

栃木県には原子力発電所は存在しないが、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を踏まえ、近隣県における原子力発電所等での事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本市の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、矢板市防災会議が作成する計画であり、国の「防災基本計画」及び「栃木県地域防災計画」を基本とし、市がとるべき原子力災害対策の基本的事項を定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編、震災対策編」に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和2年10月28日改正。以下「対策指針」という）及び「原子力災害対策の手引き」（平成27年3月策定）を十分に尊重するものとする。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本市において必要な防護措置について整備する。

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、市民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応

変に対処する必要がある。その際、市民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと(以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。)が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

1 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、後述するEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関 (IAEA) の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

2 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA : Plume Protection Planning Area)

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内避難エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL (Emergency Action Level) として整理された。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル (EAL) が設定された。(別表1参照)

第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という。）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

○上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要。避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性ある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
福島第一原子力発電所に係る福島県の住民防護措置の例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

避難指示区域：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称

なお、福島第一原子力発電所に係る福島県の住民防護措置が実施される場合、近隣県に避難住民の受入れ要請の可能性がある。

第4節 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてO I L (Operational Intervention Level) が設定された。

第1 運用上の介入レベル (O I L)

運用上の介入レベル (O I L) とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

〈資料編 P 1 5 9 避難・屋内退避等の基準と措置の概要〉

〈資料編 P 1 5 9 人のスクリーニング等の基準と措置の概要〉

〈資料編 P 1 5 9 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要〉

第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にある。

〈資料編 P 1 6 0 近隣県における原子力発電所〉

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全対策委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(E P Z : Emergency Planning Zone) にも本県の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

市は、核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となっ

たとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 本市における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が市内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき本市が汚染状況重点調査地域に指定され、矢板市除染実施計画に基づき、子どもの生活環境圏である施設を優先して除染を実施し、放射線量の低減対策を行ったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など市民生活と本市産業に大きな影響を与えた。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。県及び市は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

第6節 リスクコミュニケーションの充実

市民が合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

第1 リスクコミュニケーションの実施方策

放射性物質が拡散し、市内が汚染した場合、放射線に対する健康不安、農林水産物等の出荷制限、環境業等への風評被害など、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異な災害である。

このため、市は、市民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

1 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

(1) 市は、県と連携し、市民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、ホームページの充実やパネル展示等に努める。

(2) 市は、県と連携し、学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

2 迅速な情報収集と市民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、国、原子力事業者等からモニタリング情報、事故情報等を迅速に把握し、市民等に的確に伝達するよう努める。

3 環境放射線モニタリング結果及び飲食物に係る放射性物質モニタリング検査結果の情報提供

市は、県の協力を得て、環境放射線に係るホームページの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

4 市民生活への影響に係る説明

市は、県の協力を得て、2及び3で市民に提供する情報について市民生活にどのような影響があるか、専門家や国等の助言を受けながら市民に分かりやすく説明するように努める。

5 相談体制の整備

市は、重大な事故が発生した場合、市民等からの問い合わせに対応できるよう、総合的な問合せ窓口を設置するとともに、国、専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制整備に努める。

第2章 災害予防

第1節 初動体制の整備

市は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、県と連携し、国、近隣県、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市の役割

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県との連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報収集に努める。

また、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性を鑑み、夜間休日等の場合でも対応できるよう連絡体制を整備する。

2 県の役割

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築するとともに、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という）との間において、原子力発電所等における異常事態の連絡や平常時の意見交換のほか、地域防災計画の整合を図るなど、情報収集体制・情報共有体制の整備・充実に努める。

また、県は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

3 原子力事業者の役割

近隣県における原子力事業者は、県と原子力発電所等に係る安全確保に関する覚書等を締結し、緊急時における通報体制や通常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

第2 情報の分析整理

1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

2 人材の育成・確保

市は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。

また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、県等からの支援や、国際医療福祉大学塩谷病院や那須赤十字病院等の専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

第3 通信手段の確保等

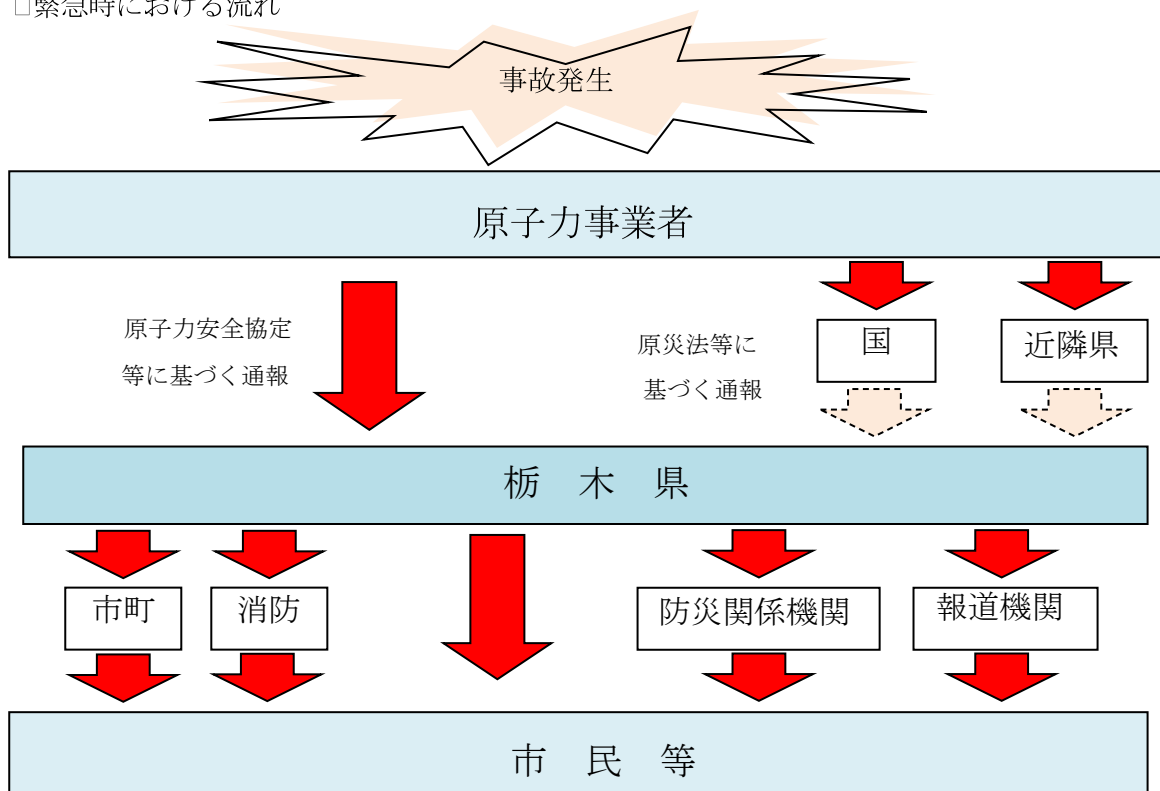
1 通信連絡網等の整備

市は、県と連携して、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、県及び防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 複合災害への備え

市は、県と連携して、栃木県防災行政無線、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

□緊急時における流れ



第2節 市民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、市民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

第1 情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、ホームページ、登録制メール配信システム、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(市公式X(旧ツイッター)、LINE等)など様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第2 要配慮者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、民生委員、福祉団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第3 相談窓口の設置

市は、県と連携し、市民等からの問合せに対応する相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

第4 情報提供項目

市は県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、市民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

※特定事象

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事態のこと。

- ① 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合。
- ② 原子力事業所の排気筒や排水口などで $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合。
- ③ 管理区域(※)以外の場所で、 $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量又は $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合。(※管理区域:原子力発電所や核燃料などを扱う施設において被ばくのおそれがある区域で、業務従事者の被ばくを適切に管理すべき区域)
- ④ 運搬に使用する容器から1m離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合。
- ⑤ 臨界事故の発生のおそれがある場合。
- ⑥ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の喪失が発生した場合等。

第3節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、市民等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定、実施するための体制を確保する。

第1 避難体制等の整備

1 避難等の準備

市は、県と連携し、屋内退避の指示が出された場合を想定し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

なお、避難等の準備に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

2 避難所の指定等

(1) 避難所の設置及び資機材の整備

市は、学校、地区公民館等の公共的施設のほか、民間の社会福祉施設との協定等により福祉避難所を確保するとともに、配備すべき資機材を整備する。

(2) 避難誘導用資機材の整備

市及び消防機関は、県の助言に基づき市民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

3 避難所、避難方法等の周知

市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法などの避難情報について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

4 安定ヨウ素剤の投与体制の整備

市は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、市民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

第2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

緊急時環境放射線モニタリング等による予測結果などにより、市民が受けると予測される実効線量又は等価線量が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長に対して、O I Lに基づき避難の指示が発出される。

〈資料編 P 1 6 1 避難等の基準〉

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

U P Z外における防護措置については、自宅内への屋外退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本市に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内避難を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び市は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう市民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内避難退避解除に努める。

第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故により、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるお

それがあある場合、市は、原災法及び災対法の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察署、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第4 要配慮者等への対応

市は、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備することとなっているため、市はこれに協力する。

第1 モニタリングによる監視の実施等

市は、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、県と連携して環境放射能モニタリング強化時の調査等に関する情報の収集に努める。

また、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、県が実施している環境放射線モニタリングに関する情報提供を求める。

第2 モニタリング体制

1 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持への協力

市は、平常時・緊急時における環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、県が実施するモニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等の整備・維持に協力する。

(2) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、市は県と連携して、万一、モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

2 要員の確保・育成等

市は県と連携して、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要

員を育成する。

また、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

第3 関係機関との協力体制の整備

市は緊急時の環境放射線モニタリングに関し、県及び近隣市町村等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5節 市民等の健康対策

市民等の健康等を保持するため、必要な資機材等を整備するとともに、県と連携して初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

市は原子力災害発生時における市民等の健康対策を実施するため、県や関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は県が実施する放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に対して協力をする。

また、県と連携して、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は県と協力して、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、近隣市町、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

市は県と連携して、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、市民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射性サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(1) 市は、原子力災害時における迅速かつ適切な医療を確保するため、関係機関に対して緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供等を要請する。

(2) 市は救急医療を担う医療機関に対して、一般傷病者等の受け入れに関して協力を要請する。

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 広域災害救急医療情報システムの充実

市は、一般傷病者等の医療を円滑に実施できるよう、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の充実に協力する。

(2) 情報提供システムの有効活用

市は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供するために県が整備する情報提供システムを有効に活用する。

第6節 農林畜水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、県と連携して、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

第1 出荷制限体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本市においても、野菜類、茶、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行っている状況である。

市は、事故発生時における農林畜水産物等への影響を的確に把握し、出荷制限等の措置が適切に実施できるよう県に協力する。

第2 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本市においても、しいたけ、タケノコをはじめとし、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛を行った。

このため本市においては、県と協力し事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備するものとする。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等の習熟に努める。

さらに、原子力災害発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、平常時から県と連携して検査方法等を確認する。

第7節 乳幼児・児童・生徒等の安全対策

乳幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう、学校等及び県と連携し、防災体制を整備する。

第1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童・生徒等及び教職員の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関、市災害対策本部等関係機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素

から明確にしておく。

さらに、原子力災害に備え、原子力災害時における教職員等の共通理解を図り、児童・生徒等及び教職員等の安全確保に万全を期することが重要であるため、学校等の管理者は、地域の実情等を踏まえ、対応マニュアル等を作成し、保護者及び関係者への周知に努める。

市及び県は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第8節 緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

第1 緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

市は、迅速な災害対策を実施するため、緊急時における輸送手段、県が指定している緊急時における輸送経路等の確認、各部等関係機関に対して周知徹底を図り、事故の長期化や広域化、又は緊急的な事態にも迅速かつ適切に対応できる体制を整備する。

また、事故の状況や対策区域の設定によって物流の停滞が生じるおそれがあることを考慮し、各種災害対策に支障が生じることのないよう、特に緊急車両用の燃料などの物資について県及び関係事業者と連携して十分な量が確保できる体制を整備する。

第2 道路交通管理体制の整備

市は、市が管理する道路等について、緊急時の道路交通が安全に行えるよう管理体制の整備に努めるほか、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うための道路機能を確保できるよう、国及び県の道路管理者と協力して情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

また、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、警察が行う交通誘導や応急対策業務について密に連絡を交わし円滑な緊急輸送体制に協力する。

第9節 市民等に対する普及・啓発活動

災害時において、市民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

第1 市民等に対する普及・啓発

市は、国、県及び原子力事業者等と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本市の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容

- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、国、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、職員の知識向上に努める。

また、必要に応じ県や関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

第10節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の業務範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

第1 訓練計画の策定及び実施

市は、県及び警察署、消防署等の防災関係機関、原子力事業者等と連携し、総合訓練のほか、次に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、防災関係機関のほか、市民等を含めた様々な組織を効率的に運用できるよう努め、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

- (1) 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時のモニタリング訓練
- (4) 市民等に対する情報伝達訓練
- (5) 原子力災害対应用資機材の取扱い

訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

第2 国等が実施する防災訓練への参加

市は、必要に応じて県と連携し、国(安全規制担当省庁)及び近隣県が原災法第13条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練に参加する。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

市内に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害の規模に応じた対策本部等を設置し、県、消防、警察、近隣市町及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

〈資料編 P 7 本市の活動体制〉

第2 注意体制

市は、近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。市民生活部生活環境課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて関係部局等への通報
- (4) 必要に応じて市長等への報告
- (5) 災害応急対策(小規模)

第3 災害警戒本部の設置(警戒体制)

市は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、矢板市災害警戒本部要領第3条の規定により、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

- (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

 - ア 原子力事業者から県に対して原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
 - イ 県からの緊急時の通報を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたととき。
 - ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
 - エ その他本部長が災害警戒本部の設置を必要と認めたととき。
- (2) 設置場所

災害警戒本部は、矢板市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合には、矢板市子ども未来館内に設置する。

(3) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として矢板市災害警戒本部要領の定めるところによる。

4 代決者

本部長(副市長)不在時等の意思決定は、副本部長(危機管理監)が行う。

〈資料編 P 95 矢板市災害警戒本部要領〉

第4 災害対策本部の設置(第1非常配備・第2非常配備)

1 災害対策本部の設置、解散の時期

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 原子力事業者から県に対して原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- イ 知事からの緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めるとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき(2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る)。
- エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- オ その他本部長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、矢板市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、矢板市子ども未来館内に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(4) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと本部長が認めたとき。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 栃木県
- (2) 警察
- (3) 陸上自衛隊第12特科隊
- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (5) その他の関係機関

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、矢板市災害対策本部条例（昭和37年矢板市条例第23号）の定めるところによる。

本部事務局及び各部の運営体制については、災害の規模や内容に応じて柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

〈資料編 P 8 1 矢板市災害対策本部条例〉

〈資料編 P 8 2 矢板市災害対策本部組織図〉

〈資料編 P 8 3 災害対策本部設置時における各部各班の事務分掌〉

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害応急対策の実施、調整に関すること
- (3) 災害に関する情報の収集に関すること
- (4) 本部の活動体制に関すること
- (5) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- (6) 県、他の市町への応援要請に関すること
- (7) 応援に関すること
- (8) 災害広報に関すること
- (9) 災害対策本部の解散に関すること
- (10) その他重要な事項に関すること

5 代決者

本部長不在時等の意思決定は副本部長（副市長）が、市長、副市長ともに不在時の場合は教育長（副本部長）が、市長、副市長、教育長ともに不在時の場合は危機管理監（副本部長）が、市長、副市長、教育長、危機管理監ともに不在時の場合は総務部長が行う。

6 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部長、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

第5 専門家等への支援の要請

1 専門家に対する支援要請

市は、特定事象の発生等に伴う影響の把握や、原子力災害に関する応急対策の検討及び実施に当たり、必要に応じて、県を通じて原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を要請する。

2 県に対する支援要請

市は、災害応急対策又は災害後の対策について必要と認めるときは、知事に対し職員の派遣を要請し、又は関係機関等の職員の派遣について支援を求める。

また、県に対して避難指示、応急救助等の各種対策の意思決定に資する情報提供及び助言のほか、対策の実施に必要な物資、資機材、施設等の提供など、必要な支援を要請する。

第6 防災業務関係者の安全確保

1 防護対策

市は、必要に応じてその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材等の整備等必要な措置をとるとともに、消防本部その他防災関係機関に対して防災資材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

市は、原子力災害対応における防災業務関係者の安全を確保するため、次により被ばく線量管理を徹底する。

(1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSv、かつ1年間につき50mSvを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

ウ 女性職員に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(2) 市は、県及び関係機関等との緊密な連携のもと、被ばく線量管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

(3) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県及び原子力業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国、県、原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関等及び市民等に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原発所在県をはじめ、官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

また、県は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けることとなっているため、市はこれらの情報を迅速に収集するとともに、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされていることから、市は県と連携を密にし、関係情報を収集して対応に備える。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

(1) 職員の確保

市は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

市は、県及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設(オフサイトセンター)において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第3節 市民等への情報伝達

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大を抑えるため、市民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

第1 市民等への情報伝達活動

1 市民等に対する情報伝達

- (1) 市は、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努めるため、収集した情報を次の手段等により広く迅速に市民等に対して確実に伝達する。
 - ア 防災行政無線による伝達
 - イ サイレン等の使用による伝達
 - ウ 消防車(消防団)・市広報車の使用による伝達
 - エ 市の登録制メール配信システムによる伝達
 - オ 市ホームページによる伝達
 - カ ソーシャル・ネットワークキング・サービス(市公式X(旧ツイッター)、LINE等)による伝達
- (2) 市は、県が持つ情報を栃木県防災行政ネットワークにより収集し、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。
- (3) 市は、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県及び市が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、県及び防災関係機関と連携しながら的確に伝える。また、庁内において情報の一元化を図り、常に最新の情報の共有に努める。

2 情報伝達の内容等

- (1) 情報伝達に当たっての留意事項
市は、市民等への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。
- (2) 要配慮者への配慮
市は、市民への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人(日本語の理解が十分でない者)等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮する。
- (3) 情報伝達内容
市は、災害発生時の情報伝達に当たっては、次の事項に留意し伝達する。
 - ア 事故・災害等の概況
 - イ 災害応急対策の実施状況
 - ウ 不安解消のための市民等に対する呼びかけ
 - エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- (4) 広報内容の確認
市は、災害発生時の情報伝達に当たっては、次の事項を確認し伝達する。
 - ア 伝達する情報については、県や関係機関と十分に内容を確認し広報活動を行う。
 - イ 発表内容や時期については、県、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。
- (5) 誤情報の拡散への対処
市は、県、関係機関等と情報交換を行い、公式見解をいち早く発表し、市民等の間に拡散する誤情報の抑制に努める。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

市は、県と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応するための窓口を開設し、必要な要員を配置する。

また、相談窓口の開設に当たっては、各部との情報の共有化を図り、ワンストップサービスの充実に努める。

2 情報の収集・整理

市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

市は、原子力災害発生時には、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、県と協力して屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第1 避難等措置の実施主体

避難等の措置は、県が主体となって実施するが、市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、市民等が動揺・混乱しないよう、速やかに指示できるよう努める。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 市民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、県と連携を図り、市民等に対して情報提供を行う。

特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者及び一時滞在者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

(1) 県は原子力災害発生時において、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長指示、その他住民の安全のために必要と認めた場合は、市に対して、市民の屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施することとなる。

(2) 市はこれらの対策の実施に合わせ、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

(3) 市は、警察署、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

3 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県、警察署、消防署、消防団等と協力し、市民等の避難状況等を的確に把握する。

第3 安定ヨウ素剤の服用等

1 安定ヨウ素剤の配布

市は、国の原子力災害対策本部等からの安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配布計画に基づき、県や関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を市民に配付する。

2 安定ヨウ素剤の服用指示

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の配布を行った場合、医師等専門家の指示のもと、適切な服用場所において市民等が速やかに服用できるよう指示する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

市は、原子力災害発生時において、市民等に対して避難の指示をした場合、避難所及び福祉避難所を開設し、県の協力を得て、市民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の管理・運営

(1) 市は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、避難者、ボランティア、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 市は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。

(3) 市は、避難所の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供に努める。また、要配慮者等の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者への情報伝達手段に配慮する。

(4) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談、メンタルヘルスケア等を実施する。

(5) 市は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

(6) 市は、避難者等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。

(7) 市は、避難所の運営にあたり次の記録をとる。

ア 避難者名簿の作成

イ 避難の状況

ウ 転出先の把握

エ 食料・物資の配給状況

(8) 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた避難所の運営管理に十分に留意する。

<資料編 P 50 避難場所一覧>

3 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難所等の市民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足する場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

また、市は水道水の安全性を確認した上で、避難所における給水活動を実施する。

第5 県外からの避難者の受入

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本市に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県の市町と下記の県内市町の間で次のとおり協定を締結している。

避難元市町	避難先市町	協定締結日
水戸市	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、野木町	H30(2018).5.21
城里町	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	H30(2018).3.28
常陸大宮市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町	H29(2017).9.28
笠間市	小山市、真岡市、下野市、上三川町、壬生町	H29(2017).3.22

避難先は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難場所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

県は、避難受入市町に対し、適切な助言を行うとともに茨城県からの要請に基づき必要な調整及び支援を行う。

また、県は、茨城県からの要請に基づき、被災した病院等の入院患者等の受け入れ等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等に対し要請する。

2 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

県は、可能な範囲で、茨城県が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力を行う。

第6 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。

特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、市は、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクやほ乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

県は、緊急時において国と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握することとなっているため、市は県と緊密な連携を図り、情報を市民等に対して公表する。

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市町と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、県民に対して広く公表することとなるため、市は県と連絡を密にしながら、情報を迅速に収集し、市民等に広く公表するよう努める。

第2 特定事象発生 of 通報を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果のとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡することとなるため、市は、県と連絡を密にしながら、モニタリング結果等を迅速に収集し、市民等に広く公表するよう努める。

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、環境モニタリング等を行い、実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市町、関係機関等に連絡することとなるため、市は県と連携を密にし、モニタリング等の実施により得られた結果等の情報を迅速に収集し、市民等に広く公表する。

第6節 医療救護活動等

原子力災害発生時において、県及び医療機関と連携して、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

第1 市民等を対象とする健康相談等の実施

市は、県と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。

また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

〈資料編 P159 人のスクリーニング等の基準と措置の概要〉

第2 相談窓口の設置

市は、県と連携し、県有施設及び市有施設において、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。

また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第3 被災者を対象とする医療活動の実施

1 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

市は、医療行為が必要な被災者がある場合は、医療機関に協力を要請し、これに協力する。

また、特に必要な場合は、県に緊急被ばく医療チームの派遣を要請する。

2 医療救護活動

市は県及び医療機関等に協力し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、

被災者等を対象とした汚染検査、医療救護及び健康管理等の所要の措置に協力する。

また、医療救護所では対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療関係等へ搬送する。

なお、この場合において道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林畜水産物・加工食品等の安全性の確保

農林畜水産物や加工食品等の安全性を把握するため、県と協力して放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民等に対して広く周知する。

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

県は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づき飲食物制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準値に基づき対応する。

また、県は、農林畜水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の可否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

■ 食品中の放射性物質の基準値等

□ 飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射

するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種	1Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

□食品中の放射性物質の基準値

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

市は、県によるモニタリング検査等の結果、国が定める基準値を超過した情報を得たときは、速やかに関係団体を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市ホームページへの掲載や、報道機関等による報道要請など、様々な手段を使って市民等に対し広く周知する。

また、市は、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、県と連携して関係団体を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除することとなるため、市は、県と情報交換を密にし、生産者及び市民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

市は、独自の調査及び県が実施するモニタリングの結果や国の指導・助言、指示に基づき、水道水について国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標や原子力発電所等の事故状況に関する情報を収集するよう努める。なお、市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等を推進する。

第4 食品等の供給

市は、県からの食品等の摂取制限等の措置の指示を受けた場合は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第11節に準じた食品等の調達及び供給活動を実施するなど、市民等への応急措置を講じる。

第8節 児童生徒等の安全対策

原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の生命、安全確保や応急時の教育の実施のため、市及び県の教育委員会が必要な措置を講じる。

第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市は、県や関係機関と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。

さらに、医療機関の協力を得て、児童・生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制の整備に努める。

第9節 緊急輸送活動

原子力災害発生時における応急対策に必要な人員、緊急物資などを確実に輸送するため、市、県、警察署、防災関係機関は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ・医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ・避難行動要支援者を中心とした避難者等
- ・コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ・食料等生命の維持に必要な物資
- ・その他緊急に輸送を必要とするもの

2 緊急輸送体制の確立

市は、次により災害時の緊急輸送体制を確立する。

- (1) 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 緊急輸送に係る人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 交通状況の把握

市は警察署及び関係機関等からの情報をもとに、災害発生時の交通状況を迅速に把握し、緊急輸送が円滑に実施できるよう努める。

2 原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

市は、原子力緊急事態宣言の通報直後に県警察が実施する区間の指定や車両の規制などの広域交通管制に協力して、緊急交通路を確保する。

3 交通情報の提供

市は、災害発生時の緊急交通路を確保するほか、う回誘導等のため、県及び警察署

から情報を収集し、緊急交通路の指定等について周知徹底を図るとともに、交通情報を提供する。

4 緊急通行車両の確認

市は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受け、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

第4章 災害復旧・復興

第1節 市民等の健康対策

市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、市民等の不安を払拭する。

第1 市民への対応

市は、市民等の放射線等に関する不安を払拭するため、県と連携して市民等に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査

1 調査の検討

市は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、県が実施する緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の実施の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査実施の必要性が認められた場合には、市は県と連携して、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等に対して調査を要請し、これに協力する。

3 メンタルヘルス対策

市は県及び医療機関や関係機関等と連携し、市民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、市民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、市民等の心のケアに配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水・食品の安全確認

市は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、県と連携して飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、そ

の安全性を確認する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

学校等は原子力災害による児童・生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童・生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の発生に伴う児童・生徒等の健康問題の解決のためには、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

また、市は学校等における児童・生徒等の心のケア対策に関して、県と連携して学校等に対して必要な支援を行う。

3 その他

(1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童・生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、市及び学校等は、園庭や校庭など児童・生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

(2) 市及び学校等は、児童・生徒等や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。また、学校等における児童・生徒等の心のケア対策に関して、県と連携して学校等に対して必要な支援を行う。

第2節 風評被害対策

県及び関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

市は、農林水産物等についての風評被害を最小限にとどめるため、県及び関係機関と連携して、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を確認した上で積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

市は、県と連携して、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認ができるよう積極的に支援を行い、安全性を確認した上で積極的にPRしていく。

2 具体的方法

(1) 国内における対策

市は、農林水産物等の流通促進のため、県の協力を得て、速やかに、かつ継続的に市ホームページなど様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を積極的に発信する。

(2) 国外への対策

国外に及ぶ風評被害については、県が国と連携してその払拭に向けて各種施策に取り組むこととなるので、市は積極的にこれに協力する。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

市は、県と連携して、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、市長の安全宣言を行うことに加え、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を積極的に発信する。

2 観光客等への説明

市は、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを広めてもらうよう努める。

第3 被害者の救済

市は、風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県と連携して原子力事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第1 基本方針

市は、原子力災害発生後の生活環境を保全するため、国、県、原子力事業者と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業の実施に当たっては、必要に応じて、原子力事業者に対して除染等に必要な防災資機材の借用や、原子力防災要員の派遣を要請する。

第2 除染の実施

市は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、県及び防災関係機関及び市民等と協力し、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、市民等の意見を十分に尊重するものとする。

(1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響

を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物との混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方にに基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

- (5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

県、市、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、県は、早期の処理を図るため、市民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 市及び排出事業者が処理する廃棄物

県、市、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県は、市、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

3 その他

県及び市は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。

県及び市は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償請求

原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、市が受けた損害について請求するための体制を整備する。

第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

市は、県と連携して、次のとおり原子力災害により損害を受けた事業者等の損害状況等に関する情報を収集し、支援するよう努める。

- (1) 原子力災害による損害に対しては、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市は、賠償内容や手続きについて、県を通じて国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 市は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、県と連携して、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 市は、県と連携して市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 事業者等への支援内容

市は、県と連携して、収集した被害情報等に基づき、次のとおり原子力災害による損害を受けた事業者等に対する支援を行う。

- (1) 市は、原子力災害により市内の事業者等に損害が発生した場合には当該事業者等が正当な賠償を受けることができるよう、県と連携して、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
 - ア 広報誌や市ホームページ、テレビ、ラジオ等の報道媒体を活用した原子力損害賠償請求に係る制度の周知
 - イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
 - ウ 相談窓口の設置
- (2) 市は、県と連携して、被害を受けた事業者が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、損害賠償の対象となる損害の内容等についての周知を心がける。

第2 市による請求

市は、原子力災害において損害を受けたと判断される場合は、県と連携して、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、原因となる原子力事業者に対して迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置

の解除を関係する機関に指示することとなるため、市は県と緊密な情報の共有化を図る。

第1 状況の把握及び解除の指示

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握することとなっている。

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導-助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに解除実施状況を確認する。

〈資料編 P 1 6 5 警戒事態 (EAL1) ・施設敷地緊急事態 (EAL2) ・全面緊急事態 (EAL3)〉

〈資料編 P 1 6 8 用語集〉